

国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学事務職員及び技術職員の採用に関する規程

平成21年3月26日
規程第 2 号

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学基本規則（平成16年基本規則第1号）第13条第3項に規定する一般職員のうち、国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学（以下「本学」という。）に常時勤務する事務職員及び技術職員（以下「事務系職員」という。）の採用に関し、国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学職員就業規則（平成16年規則第2号）及び国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学任期付職員の採用及び給与等に関する特例規程（平成16年規程第52号。以下「任期付職員特例規程」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(事務系職員の採用)

第2条 事務系職員は、近畿地区国立大学法人等職員統一採用試験の第一次合格者名簿に記載された者のうちから、本学が実施する面接試験により採用するものとする。

第3条 前条の規定にかかわらず、次の各号に該当する場合は、事務系職員を選考により採用することがある。

- (1) 一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）の適用を受ける職員又は現に国の機関若しくは他の国立大学法人等の職員を、学長の要請に応じ、引き続き本学の職員として採用する場合
- (2) 任期付職員特例規程第3条の規定により、任期を定めて採用する場合
- (3) 極めて高度の専門的な知識経験等を有する者を採用する場合
- (4) 学長が特に必要と認めた場合

2 前項第2号、第3号及び第4号の場合における選考に際しての候補者の募集は、原則として公募によることとする。

(選考会議の設置)

第4条 事務系職員の採用計画の立案、面接試験及び選考を行うため、事務系職員選考会議（以下「選考会議」という。）を置く。

2 選考会議は、次に掲げる委員で組織する。

- (1) 人事労務担当理事
- (2) 管理部長
- (3) 企画・教育部長
- (4) 研究・国際部長

- (5) 管理部人事課長
 - (6) 管理部人事課課長補佐
 - (7) その他必要に応じて学長が指名する者
- 3 選考会議に議長を置き、人事労務担当理事をもって充てる。
 - 4 議長は、選考会議を主宰する。

(採用候補者の決定)

第5条 事務系職員候補者の決定は、選考会議の議を経て、人事労務担当理事がこれを行う。

(雑則)

第6条 この規程に定めるもののほか、事務系職員の採用に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。